

# 道志村自主防災組織のしおり

～運営マニュアル～



# 目 次

## 第1章 自主防災組織の概要

- 1. 自主防災組織とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 自主防災組織の結成に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 自主防災組織の設立届について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4. 自主防災組織の班編成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5. 自主防災組織の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 自主防災組織の活動について

- 1. 平常時の防災活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (1) 地域住民への防災知識の普及・啓発
  - (2) 家庭内安全対策の促進
  - (3) 防災訓練の実施・参加
- 2. 災害時の防災活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (1) 時間的経過に伴う自主防災組織の活動
  - (2) 被災者の救出・救護活動
  - (3) 初期消火活動
  - (4) 災害時の情報収集及び伝達
  - (5) 避難行動
  - (6) 避難所の運営・管理

## 第3章 道志村で想定される災害

- 1. 想定される自然災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (1) 大規模地震
  - (2) 富士山噴火
  - (3) 豪雨・豪雪
- 2. 過去に起こった大規模自然災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

## 第4章 自主防災組織の各種補助金制度について

- 1. 補助金の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2. 補助金の種類と補助金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (1) 自主防災組織設立支援補助金
  - (2) 自主防災組織運営支援補助金
  - (3) 自主防災組織活動拠点整備補助金
- 3. 補助金の申請手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16



## 第5章 資料編

1. 道志村自主防災組織設立支援補助金等交付要綱・・・・・・・・・・ 17
2. 自主防災組織設立（変更）届出書（記載例）・・・・・・・・・・ 22
  - （1）定款（規約）
  - （2）組織図・役員名簿
  - （3）組織区域図
3. 自主防災組織設立支援補助金申請書（記載例）・・・・・・・・・・ 28
4. 自主防災組織運営支援補助金申請書（記載例）・・・・・・・・・・ 29
5. 自主防災組織活動拠点整備補助金申請書（記載例）・・・・・・・・ 30
  - （1）事業計画書
  - （2）収支予算書
6. 自主防災組織設立支援補助金等変更承認申請書（記載例）・・・・・・・・ 33
7. 自主防災組織設立支援補助金実績報告書（記載例）・・・・・・・・ 34
8. 自主防災組織運営支援補助金実績報告書（記載例）・・・・・・・・ 35
9. 自主防災組織活動拠点整備補助金実績報告書（記載例）・・・・・・ 36
  - （1）事業報告書
  - （2）収支決算書
10. 自主防災組織設立支援補助金等交付請求書（記載例）・・・・・・ 39
11. 自主防災組織設立支援補助金等概算払交付請求書（記載例）・・・・ 40





## 第1章 自主防災組織の概要

### 1. 自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成された組織です。

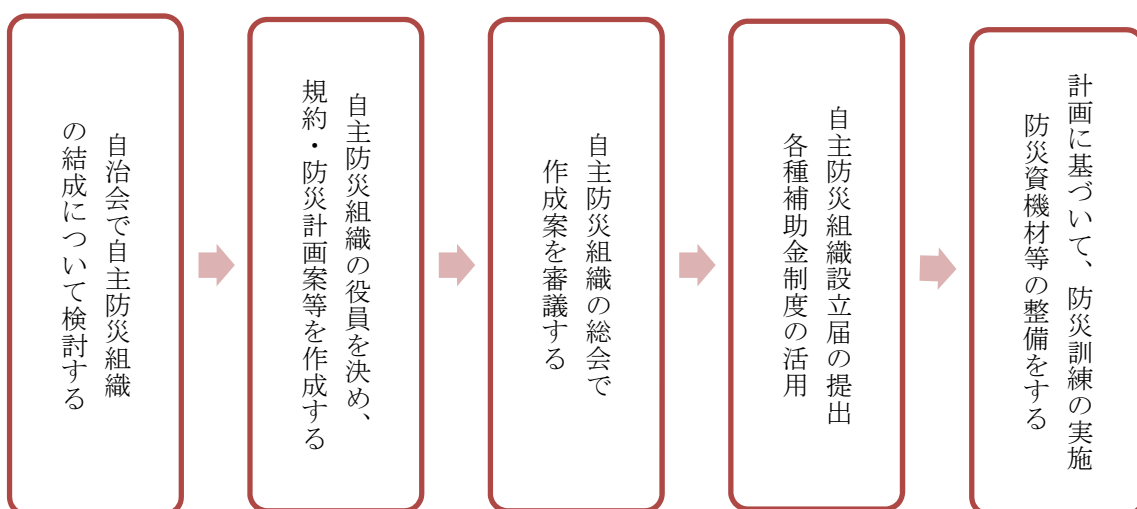
自然災害が発生した場合、消防などの防災関係機関は防災活動を行いますが、災害時の活動は著しく困難になることが予想されます。このような中で、被害を最小限に食い止め、住民自らが、災害の初期段階で防災活動を行うことがとても重要になります。

自主防災組織には、日頃から防災訓練などを通じ、いざというとき、一体となって地域の方々の避難支援や救出救護活動等を行うことが期待されています。

### 2. 自主防災組織の結成に向けて

自主防災組織は、地域の防災活動を行うために村内の自治会(2以上の自治会で設立されたものも含む。)を基本単位として組織された団体をいいます。

自主防災組織の設立にあたっては、代表者を決め、日頃からどのような対策を進めるか、災害時はどう活動するかなど、地域の実情に合わせて具体的な防災計画を作成し、防災訓練を通じて、防災力の強化を図ることが重要です。



### 3. 自主防災組織の設立届について

自主防災組織を設立したときは、自治会は以下の書類を役場に提出する必要があります。記載方法については第5章「資料編」に必要な書類の記載例がありますので、参考にしてください。

- ・道志村自主防災組織設立(変更)届出書(様式第1号)  
添付書類 ①定款(規約)  
②組織図・役員名簿  
③組織区域図

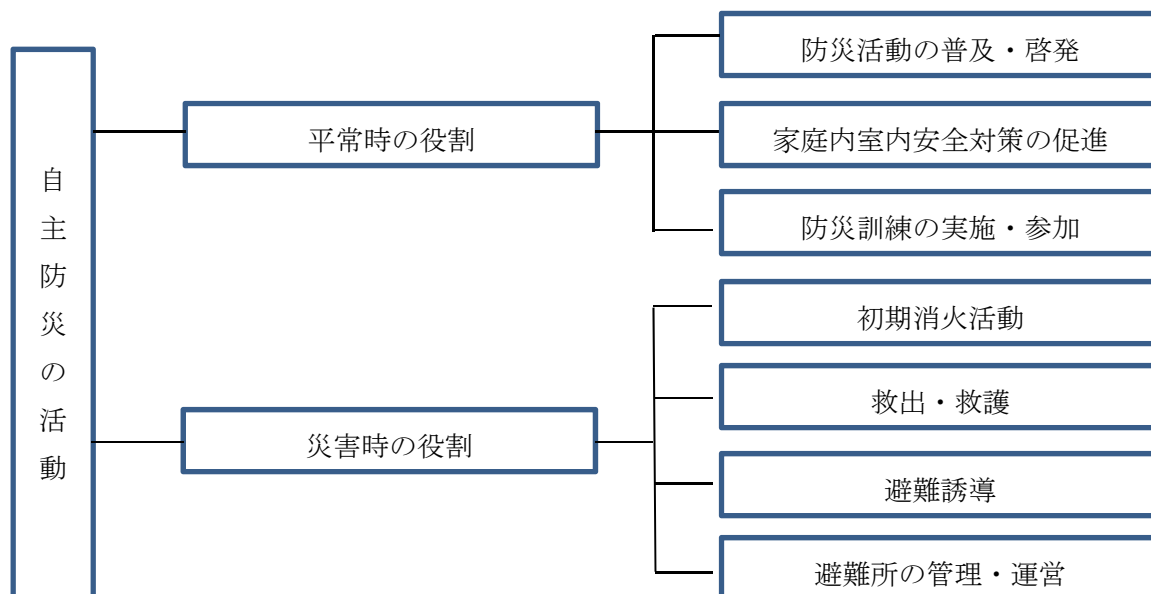
#### 4. 自主防災組織の班編成

自主防災組織を運営していくためには、班を編成し、役割分担を行うことが重要です。地域の実情に合わせた班編成を行い、役割ごとに個別の行動計画を策定することで、災害時の対応がより、迅速に行えます。

班編成	役割
情報班	・情報の伝達収集 ・防災機関への報告
消火班	・出火防止 ・初期消火 ・火災の警戒
救出・救護班	・救出、救護活動 ・応急手当
避難誘導班	・避難の呼びかけ ・避難人員の点呼、把握 ・安全な避難誘導
給食・給水班	・炊き出し、飲料水の確保 ・食料品、救援物資の受け入れ、配布

#### 5. 自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に止めるため、日頃から地域内の安全対策や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行い、また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救護、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。



## 第2章 自主防災組織の活動について

### 1. 平常時の防災活動

#### (1) 地域住民への防災知識の普及・啓発

大規模な自然災害が発生した場合は、行政や他の者に頼ることは難しくなります。特に大地震による災害から身体及び財産を守るためには、住民一人ひとりが災害に備えて、日頃から十分な準備をしておくことが何よりも大切です。そのため、「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は皆で守る」という意識を持つ必要があります。

自主防災組織として、防災知識の普及・啓発を行うことは、住民に対して、自助・共助・公助の意識を持たせるとともに、地震などの災害に係る知識を普及させることに大きな意味があります。

#### 防災知識の普及・啓発方法

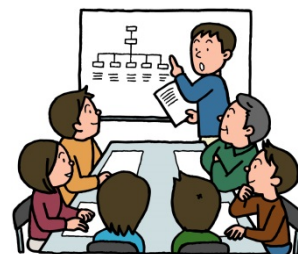
- ・ 防災知識に関するチラシ・パンフレット等を作成し、各戸に配布する。
- ・ 自主防災組織の役割分担・活動内容について、話し合う機会を増やし、周知する。
- ・ 一時避難場所の確認など、災害時の対応について、周知する。
- ・ 山梨県、消防学校等が行う講演会・研修会に参加する。
- ・ 地域の災害危険箇所の情報を共有する。
- ・ 災害地の現地視察や災害体験者の話を聞く。
- ・ 市町村が作成した土砂災害ハザードマップ等を活用する。
- ・ 防災センター等が所有する啓発ビデオを活用する。(村経由で借用する)



#### ◆ 防災知識の普及・啓発の注意点

※個人・家庭での防災対策が基本であることを認識してもらう。

※一時的な活動ではなく、継続して啓発を行う事が重要である。



## (2) 家庭内安全対策の促進

阪神・淡路大震災では亡くなった方の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。また、地震発生直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食料や飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所もありました。

これらのことから、各家庭において、住居の耐震化、室内安全対策の実施、飲食料の備蓄などの災害に対する備えをしておくことが非常に重要になります。しかし、住民には「自分だけは大丈夫」といった意識があり、家庭内安全対策は不十分です。

自主防災組織では、防災知識の普及も含めて、家庭内安全対策の促進に取り組んでください。

### ①家屋の耐震診断・耐震補強の実施

昭和56年5月以前に建築された木造住宅は、無料で専門家による耐震診断が受けられます。また、住宅の耐震化に係る、各種補助金が活用できますので、申請を希望する場合は、下記にお問い合わせください。

所属	担当	電話番号
産業振興課	住宅担当	0554-52-2114

### ②飲食料等の備蓄

大災害が発生した場合、道路や水道施設が損壊して使用できなくなることが想定されます。また、行政による救援活動の遅延も考えられるため、各家庭において食料は最低3日分、飲料水は1人1日3リットルを3日分は備蓄するようにしてください。

#### 備蓄品

##### 水



- 飲料水は1人1日3リットルが目安
- 保存期間を確認し、こまめに取り替える
- 生活用水（炊事・洗濯・トイレなど）は、浴槽や洗濯機に貯水

##### 食料品



- アルファ米 ●レトルト食品 ●缶詰 ●切り餅
- カップ麺 ●梅干し ●菓子類 など、簡単な調理やそのまま食べられるもの

##### 燃料・生活用品



- 卓上コンロ（ガスボンベは多めに用意）
- 固形燃料 ●洗面具 ●生理用品 ●紙製食器
- キッチン用ラップ ●割り箸 ●新聞紙
- ビニールシート など

##### その他あると便利なもの



- 携帯なべ（コッヘル） ●携帯トイレ ●使い捨てカイロ ●雨具 ●ガムテープ ●さらし
- 筆記用具 ●地図 ●ドライシャンプー ●ボディー洗浄剤 ●予備の眼鏡 など

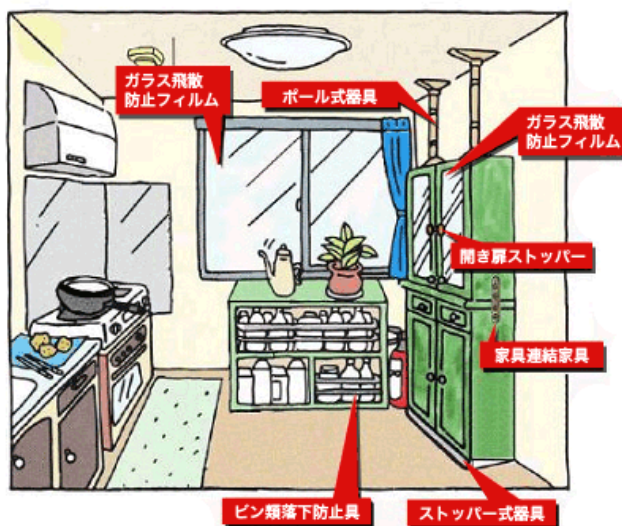
##### 消火・救助用具



- 消火器 ●スコップ ●バール ●のこぎり
- 車のジャッキ など

### ③家具類の転倒・落下防止対策の実施

住宅の耐震化と併せて実施する必要があるのが、家具類の転倒・落下対策です。特にタンスの下敷きになったことで、尊い命を失ったり、大怪我をする方がたくさんいます。「大地震では家具は必ず倒れるもの」と考えて、日頃から家具の固定や配置の見直しを行い、「安全空間」を作ることが大切です。

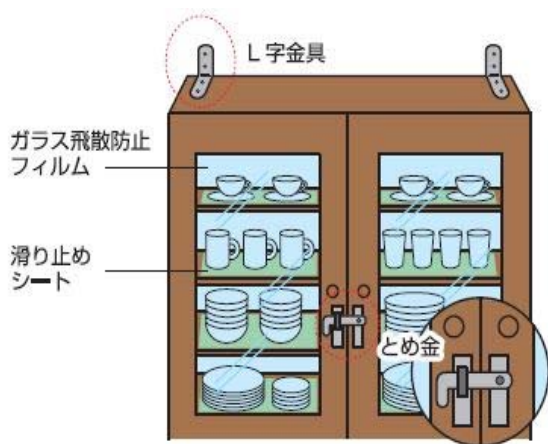


#### ○具体的な固定方法

- ・家具類はL字金具やポール式器具などで固定する。
- ・ガラスには、ガラス飛散防止フィルムを張る
- ・食器棚などは、扉に留め具の設置や落下防止器具を付ける。

#### ○転倒・落下防止のポイント！

- ・転倒防止金具などで固定し、倒れにくくする。
- ・サイドボード、食器戸棚・窓などのガラスが飛散しないようにする。
- ・本棚やタンスなどは重い物を下の方に収納し、重心を低くする。
- ・棚やタンスなどの高いところに物を載せて置かない。
- ・食器棚などに収納されているガラス製品（ビン類など）が転倒したり、すべり出さないようにする。



### ④出火防止対策の実施

地震などの災害時において、室内安全対策とともに、注意しなければならないのが、出火防止対策です。特に、ガス漏れによる火災、ストーブによる火災、通電による火災が多いことから、「ガスボンベが転倒しないように固定する」、「ストーブは耐震自動消火装置付に買い替える」、「電気のブレーカーを切り、電化製品はコンセントから抜く」又は「感震ブレーカーに買い替える」などの対策をとることが有効です。

また、火災が発生してしまった場合に備え、消火器やバケツを用意するなど、初期消火対策をとることも重要です。



### (3) 防災訓練の実施・参加

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするためには、個人として災害時にとるべき行動を考え、実行してみるとともに、自主防災組織として平素から防災訓練を行い、防災活動に必要な知識・技術を習得しておく必要があります。

また、防災訓練を通じて、日頃の活動や計画に生かせる反省点・教訓等を得ることも訓練の目的の一つです。

#### 情報収集・伝達訓練

地域住民の安否、地域の被災状況、災害危険箇所の状況等を調査し、情報を正確かつ迅速に収集し、市町村の災害対策本部に報告するとともに、防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する訓練

#### 消火訓練

消火器、消火用バケツ等を使用して、火災の初期消火技術を習熟する訓練

#### 避難訓練

各個人が避難時の携行品や服装等を整えて、屋外へ避難する訓練。

また、自主防災組織として、防災計画に定める一時避難場所まで迅速かつ安全に避難する訓練

#### 救出・救護訓練

はしご、ジャッキ、バル等の救出用資機材の使用方法を習熟する訓練。

また、負傷者の応急手当の方法や安全な場所への搬送方法等について習熟する訓練

#### 給食・給水訓練

防災かまど等の限られた資機材や非常用食料等を有効に活用し、食料を確保するとともに、効率的に配給する方法を習得する訓練

#### その他

防災センターが行う地震体験車による地震の模擬体験や、総合防災訓練で行う、避難所の運営訓練などがあります。

#### ◆防災訓練の実施上の注意点

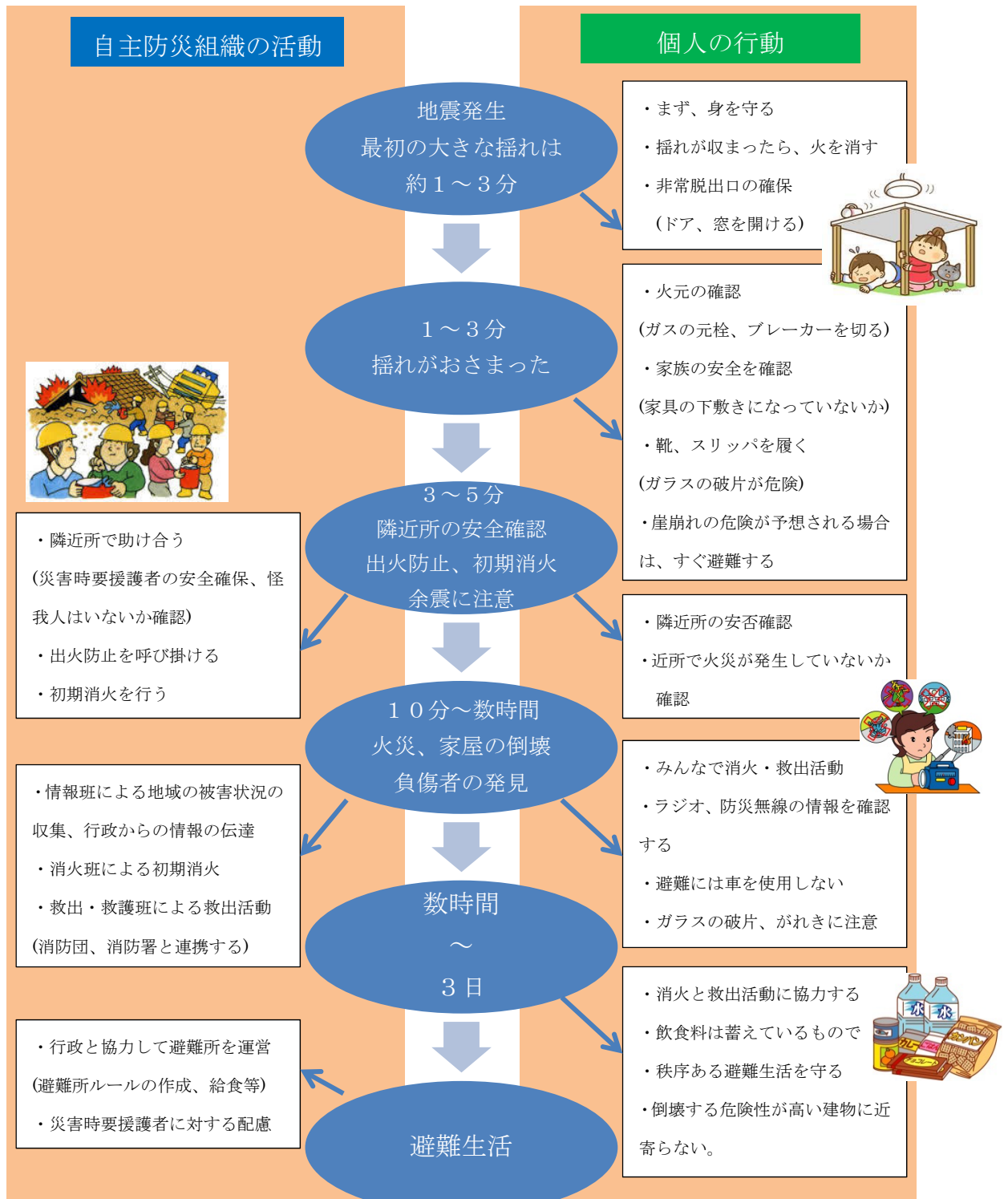
- ・訓練の実施計画書を作成し、消防署に届出をしてください。報告内容は日時、責任者、訓練内容、訓練会場、目的、参加予定人数を記載して下さい。
- ・消火訓練や救出・救護訓練などは、危険を伴います。安全に訓練を行うために、消防署などの専門家の事前指導を受けましょう。また、訓練にあった服装の徹底など事故防止対策を行うことが重要です。



## 2. 災害時の防災活動

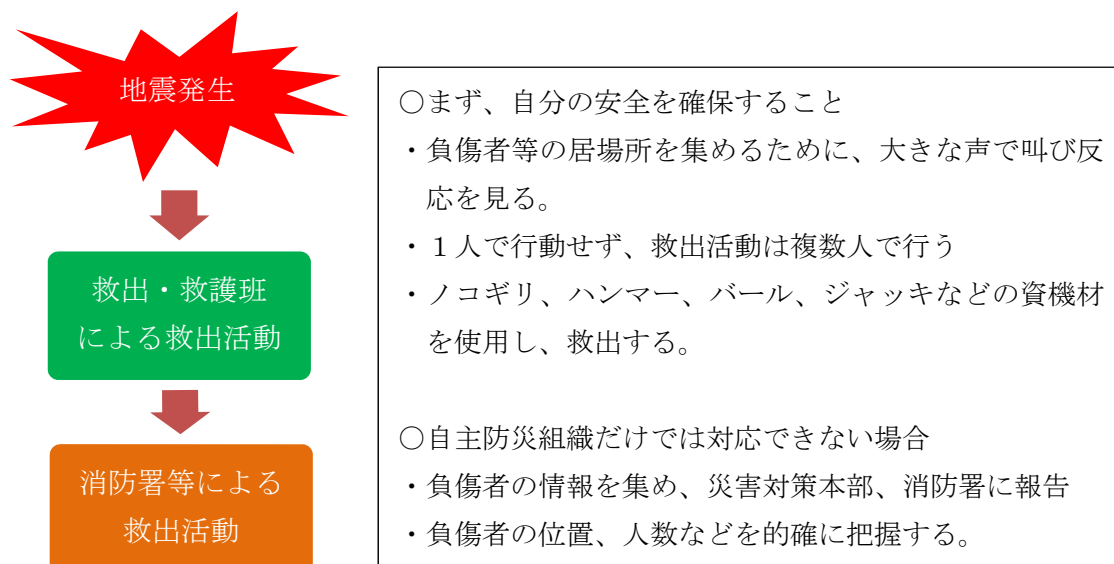
### (1) 時間的経過に伴う自主防災組織の活動

地震などが突然発生した場合、どんな事態が起こり、何をすればいいのか、時間の経過とともに想定される状況と自主防災組織として活動しなければならないことを認識することが重要です。



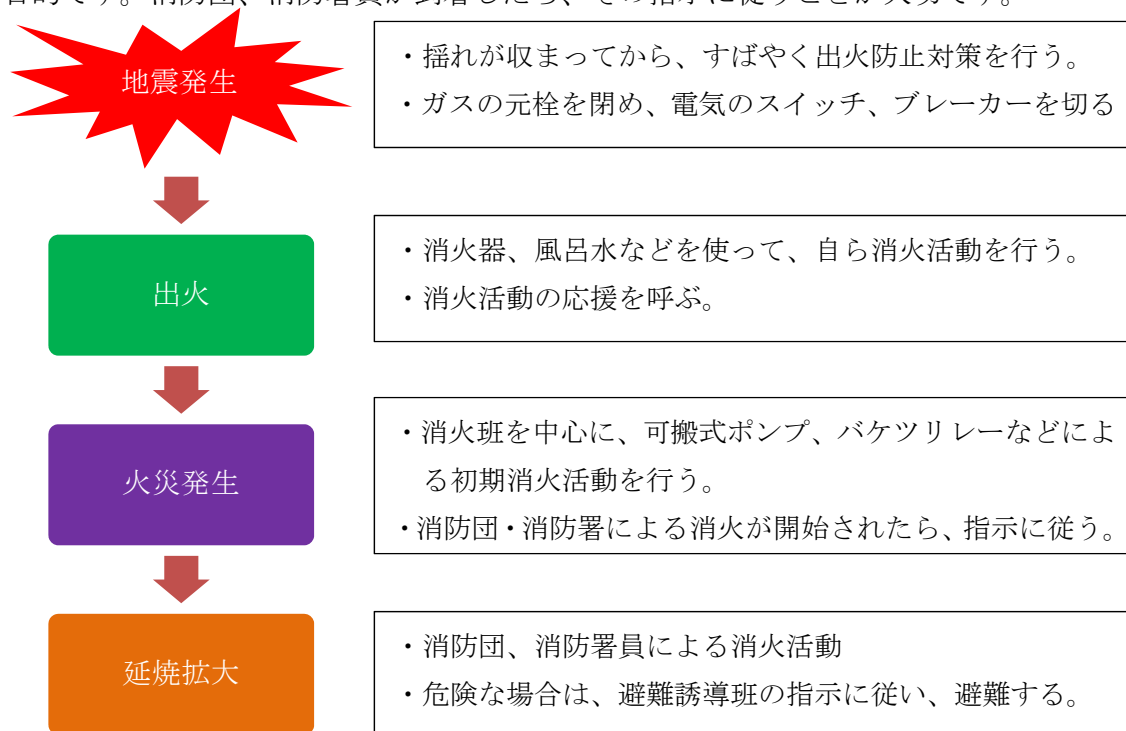
## (2) 被災者の救出・救護活動

地震発生時には家屋、ブロック塀の倒壊等により、多数の生き埋め者が発生することが予想されます。しかし、消防などの防災関係機関だけでは十分な対応ができません。地域の自主防災組織が協力して救出・救護にあたることが重要です。



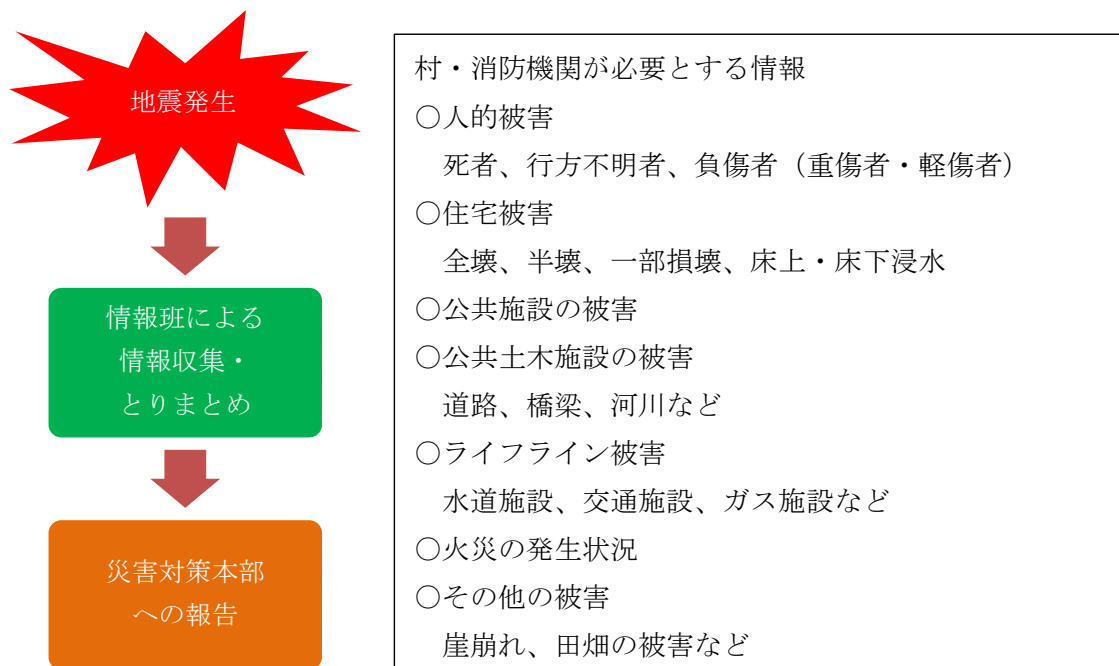
## (3) 初期消火活動

地震による火災が発生したときには、地域の自主防災組織が協力して初期消火活動にあたる必要があります。ただし、地域で行う初期消火活動は火災の延焼を防止することが目的です。消防団、消防署員が到着したら、その指示に従うことが大切です。



#### (4) 災害時の情報収集及び伝達

地域の被害状況（死傷者や建物、道路等の破損状況等）や火災発生の状況を迅速にとりまとめ、災害対策本部に報告する必要があります。また、防災無線、テレビ、ラジオで正確な情報を確認し、住民に伝えることで、混乱が起こらないようにします。特に、災害時には正確な判断ができない場合があります。落ち着いて行動することが重要です。



#### (5) 避難行動

住民の生命や身体に危険が生ずる土石流などの危険性が切迫している場合、危険地域の住民に対して、村長から避難勧告や避難指示が出ます。

その場合、自主防災組織（避難誘導班）が中心となって迅速な避難誘導を行ってください。また、地震が発生した場合などの避難には車は絶対に使用しないこと。（交通渋滞の発生、避難所に駐車スペースがないため。）

#### (6) 避難所の運営・管理

避難生活は、災害による精神的な不安や不自由な共同生活から、暗いイメージになりがちです。

自主防災組織を中心に、住民がお互いに助け合い協力して秩序ある避難生活が営まれるように、行政と連携して避難所の運営にあたる必要があります。

##### 避難所生活のポイント

- ・生活ルールの作成  
(起床・消灯、食事、掃除の時間、トイレなど)
- ・安否情報、掲示板の設置
- ・施設の使用方法の決定  
(更衣室、生活空間、ゴミ捨て場をどこにするか)
- ・災害時要援護者への配慮  
(高齢者、障害者、妊婦など)

## 第3章 道志村で想定される災害

### 1. 想定される自然災害

#### (1) 大規模地震

##### ① 南海トラフ地震

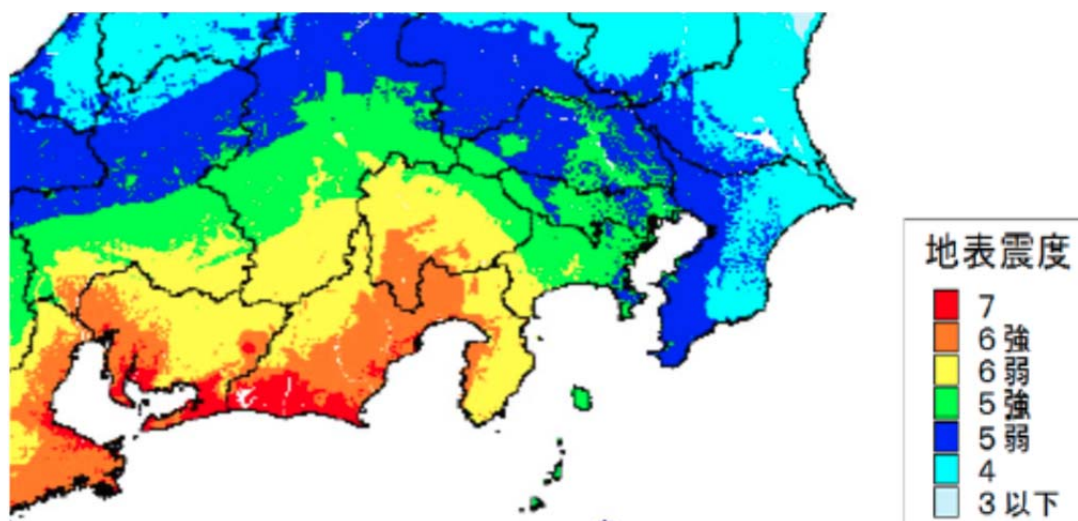
本村は南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れがあるため、地震防災対策を推進する必要がある防災対策推進地域に指定されています。本村の最大震度は6弱程度と想定されており、多数の土砂崩れの発生及び家屋の倒壊など甚大な被害が発生する可能性があります。

南海トラフ地震による山梨県の被害想定

被害	内容	件数
建物の倒壊	揺れによる建物の倒壊	5,900件
	液状化による被災	700件
死者数	建物倒壊による死者数	400人
ライフラインの被害	被災直後の上水道の断水人口	570,000人
	被災1週間後の断水率	32%
	停電件数	560,000件
	不通回線数	190,000回線
	不通回線率	89%
避難者の発生	避難者	-
土砂崩れの発生	孤立集落	55

出典：南海トラフ巨大地震 関東ブロック地域対策計画（H26）

南海トラフ地震による地表震度想定



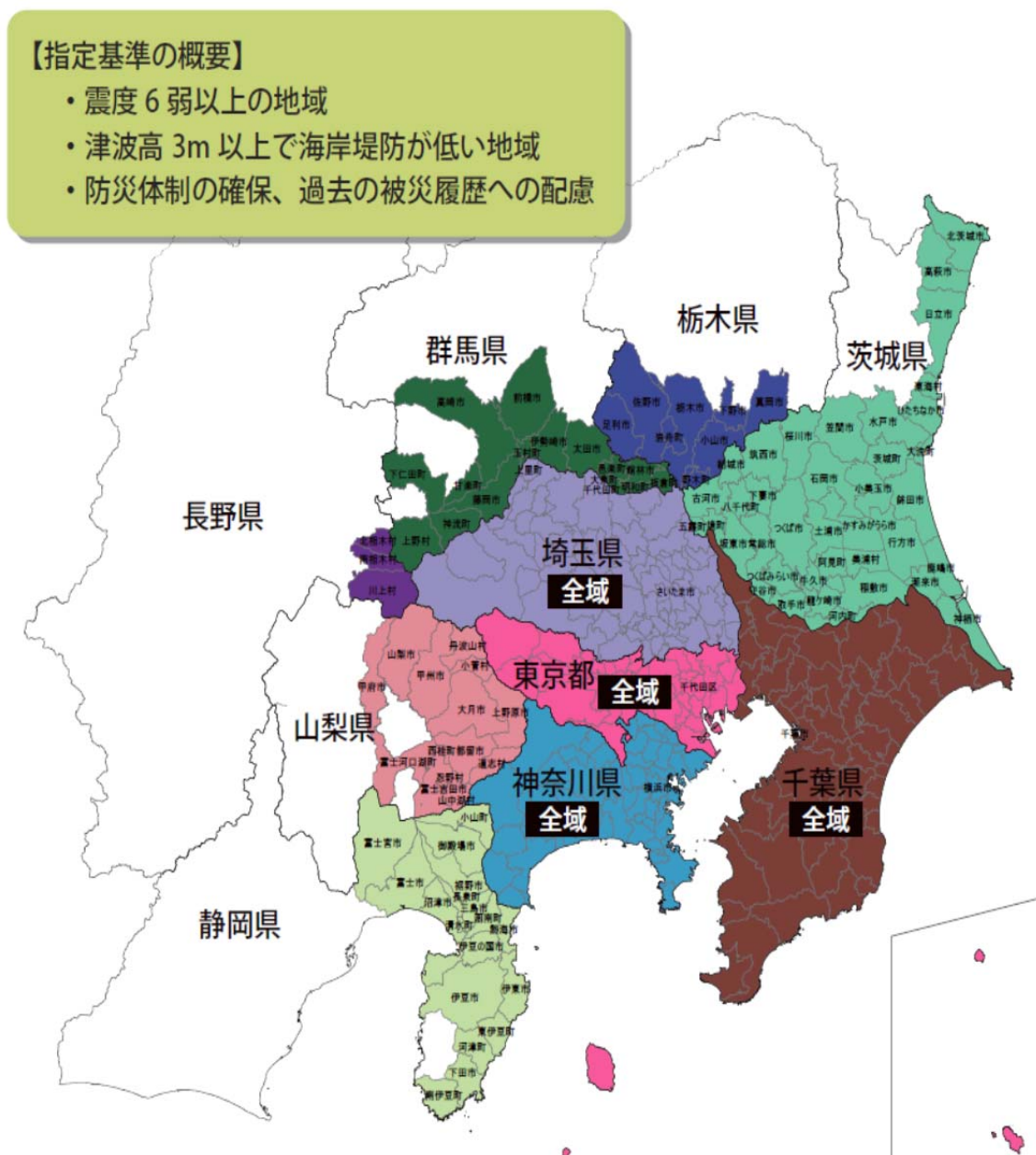
出典：南海トラフ巨大地震 関東ブロック地域対策計画（H26）

## ②首都直下型地震

本村は首都直下型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れがあるため、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条第1項における地震防災対策を推進する必要がある首都直下地震緊急対策区域に指定されています。

本村は震度6弱以上の地域として想定されており、南海トラフ地震と同様に、多数の土砂崩れの発生及び家屋の倒壊など甚大な被害が発生する可能性があります。

### 首都直下型地震緊急対策区域



出典：首都直下地震対策に係る区域等の指定 内閣府中央防災会議

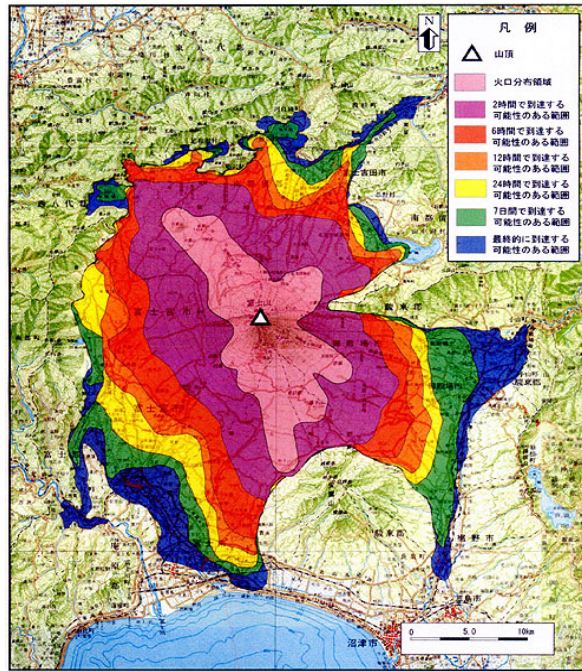
富士山噴火に伴う溶岩流の想定範囲

(2) 富士山噴火

本村は溶岩流のハザードマップには含まれていませんが、富士山噴火が発生した時に、本村に大きな影響を及ぼすものは降灰です。富士山ハザードマップによると、道志村は30～50cmの降灰が発生する可能性があります。

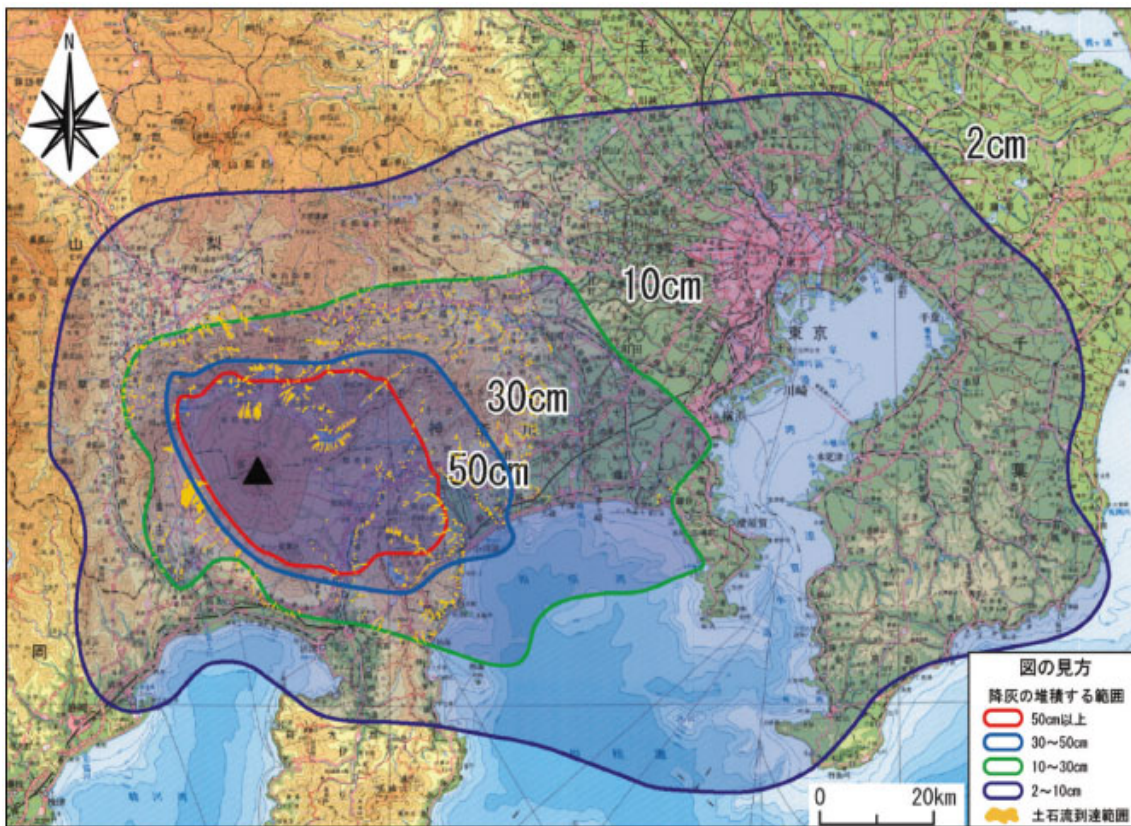
また、降灰後の降雨によって土石流の発生や、農作物等への被害が増加することが想定されます。

その他、国道413号、県道24号が首都圏への広域避難道路となることで、交通渋滞が発生する可能性があります。



出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書（H16）

富士山噴火に伴う降灰の想定範囲



出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書（H16）

### (3) 豪雨・豪雪

本村は、急峻な山間部に位置し、土砂災害の危険性が高い集落が村内各所にあります。また、冬季には、降雪量が多く、平成26年には120cmを超える積雪を記録するなど、地震だけではなく、豪雨・豪雪に対する備えを行うことも重要です。

台風による土砂崩れ



大雪による家屋等の倒壊



## 2. 過去に起こった大規模自然災害

災害発生年	災害種別	被害状況
1707 (宝永 4) 年	噴火	宝永大噴火 (富士山の大规模噴火)
1923 (大正 12) 年	地震	関東大地震 (甲府M6)、県内死者 20 人、負傷者 116 人、全壊家屋 1,761 棟、半壊 4,992 棟、液状化現象 3 箇所
1944 (昭和 19) 年	地震	東南海地震 (M7.9 甲府M5) で甲府にも被害
1976 (昭和 51) 年	地震	山梨県東部を震央とする地震 (M5.5)、県東部で住宅等一部破損 77 棟、道路 22 箇所、田畑 31 箇所、農業用施設 79 箇所等の被害
1998 (平成 10) 年	大雪	県下に 3 日間にかけての積雪が、甲府で 49 cm、山中湖で 120 cmなどを記録、死者 3 名
2011 (平成 23) 年	地震	静岡県東部を震源とする地震 (M6.4)、山中湖村で震度 5 強を観測。県東部では住宅 3 棟、非住宅 3 棟が一部損壊、負傷者 1 名
2011 (平成 23) 年	台風	台風 12 号、台風 15 号は道志村で合わせて 1,000mm を超える記録的な大雨となり、家屋半壊 1 件
2014 (平成 26) 年	大雪	大雪災害、積雪量は道志村で 120cm~150cm。家屋一部損壊 38 件、半壊 1 件、農業施設全壊 17 件

出典：山梨県国土強靱化計画 (H27)、道志村地域防災計画 (H24. 修正版)



## 第4章 自主防災組織の各種補助金制度について

### 1. 補助金の目的

この補助金制度は、地域の防災の中核である自主防災組織に補助金を交付することにより、地域の自主防災体制の確立と防災活動の技術向上を図ることを目的としています。

### 2. 補助金の種類と補助金額

補助金には、「自主防災組織設立支援補助金」と「自主防災組織運営支援補助金」と「自主防災組織活動拠点整備補助金」の3種類があります。補助額は以下のとおりです。

#### (1) 自主防災組織設立支援補助金

定 義	自主防災組織の登録時に、組織の管理及び設立に資する経費として交付する補助金をいう。
補助金額	補助金の交付額は、1組織につき5万円を補助限度額とし、1組織につき1回限りの交付とする。
申請書類	・道志村自主防災組織設立支援補助金交付申請書(様式第3号) ①事業計画書 ②収支予算書 ③その他、村長が必要と認める書類
実績報告書類	・道志村自主防災組織設立支援補助金実績報告書(様式第10号) ①事業報告書 ②収支決算書

#### (2) 自主防災組織運営支援補助金

定 義	自主防災組織が組織の運営及び防災活動(防災訓練・防災資機材の整備)に資する経費として交付する補助金をいう。
補助金額	補助金の交付額は、1組織につき各年度5万円を補助限度額とし、各自主防災組織に対して最大で5年間交付するものとする。
申請書類	・道志村自主防災組織運営支援補助金交付申請書(様式第4号) ①事業計画書 ②収支予算書 ③その他、村長が必要と認める書類
実績報告書類	・道志村自主防災組織運営支援補助金実績報告書(様式第11号) ①事業報告書 ②収支決算書

### 《自主防災組織運営支援補助金の対象となる防災資機材一覧》

救出・避難用具		給食・給水用具	
バール	はしご	食器	鍋
ジャッキ	ロープ	浄水用具	かまど
のこぎり	ビニールシート	調理器具	コンロ
ハンマー	テント	ウォータータンク	調味料セット
斧	担架	被服・標識	
チェーンソー	毛布	ジャンパー	ビブス
工具セット	災害用マット	ヘルメット	ゴーグル
医薬・衛生用品		安全靴	腕章
救急セット	ウェットティッシュ	その他	
三角巾	マスク	消火器	ホース
軍手	消毒液	ランタン	懐中電灯
トイレットペーパー	簡易トイレ	バケツ	家具転倒防止器具
情報収集用品		ヘッドライト	誘導灯
拡声器（メガホン）	ラジオ	コードリール	乾電池
トランシーバー	ホイッスル	ガソリン携行缶	土嚢袋

### (3) 自主防災組織活動拠点整備補助金

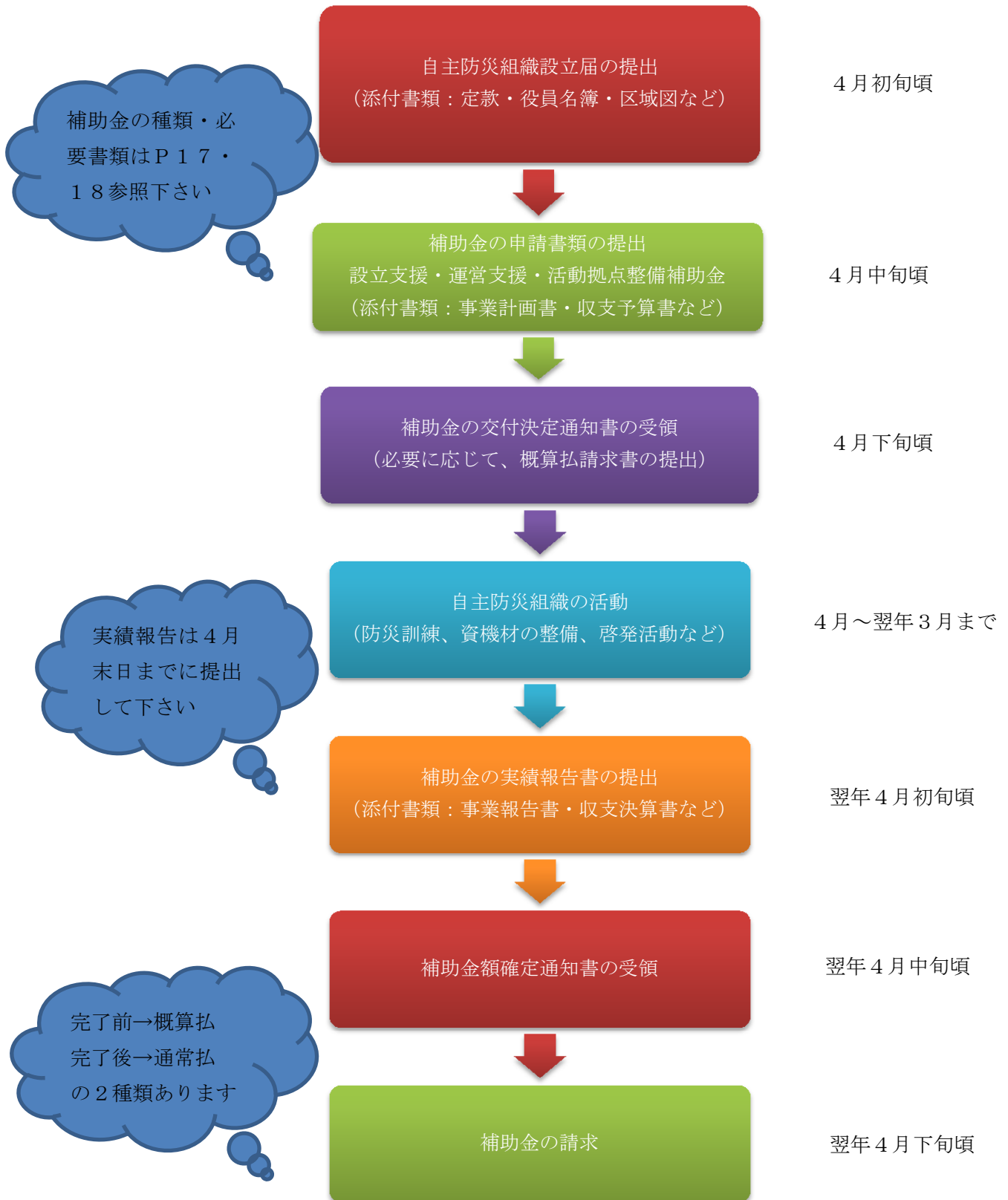
定 義	自主防災組織が活動のために使用する施設の整備に資する経費として交付する補助金をいう。
補助金額	補助金の交付額は、1組織につき250万円を補助限度額とし、1組織につき1回限りの交付とする。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道志村自主防災組織活動拠点整備補助金交付申請書（様式第5号）</li> <li>①工事計画書</li> <li>②工事図面</li> <li>③工事費の見積書</li> </ul>
実績報告書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道志村自主防災組織活動拠点整備補助金実績報告書（様式第12号）</li> <li>①工事完了届</li> <li>②完成図面</li> <li>③完成写真</li> <li>④領収書の写し</li> </ul>

#### ◆申請書類の入手方法

申請書類は道志村役場総務課窓口もしくは道志村役場ホームページ（「道志村 自主防災組織」で検索してください）からダウンロードして下さい。

### 3. 補助金の申請手続きの流れ

スケジュール (例)



## 第5章 資料編

### 道志村自主防災組織設立支援補助金等交付要綱

平成29年4月3日

道志村訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における自主防災組織を育成し、村民の防災意識の高揚と防災活動の技術向上を図るため、自主防災組織を設立し、活動を行う自治会等に対し、予算の範囲内において、設立、運営及び活動拠点整備に要する費用の一部を補助することについて、道志村補助金等交付規則（平成17年度志村規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域の防災活動を行うために村内の自治会(2以上の自治会で設立されたものも含む。)を基本単位として自主的に組織された団体をいう。
- (2) 自主防災組織設立支援補助金 自主防災組織の登録時に、組織の管理及び設立に資する経費として交付する補助金をいう。
- (3) 自主防災組織運営支援補助金 自主防災組織の運営及び防災活動に資する経費として交付する補助金をいう。
- (4) 自主防災組織活動拠点整備補助金 自主防災組織が活動のために使用する施設の整備に資する経費として交付する補助金をいう。

(自主防災組織設立の届出)

第3条 自主防災組織を設立したときは、自主防災組織の代表者(以下「組織の代表者」という。)は、速やかに道志村自主防災組織設立(変更)届出書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、村長に提出するものとする。

- (1) 定款(規約)
- (2) 組織図・役員名簿
- (3) 組織区域図
- (4) 前各号に定めるもののほか、村長が必要と認めるもの

2 前項の届出があったときは、村長は、届出のあった当該組織を道志村自主防災組織登録簿(様式第2号)により登録するものとする。

- 3 組織の代表者は、第1項の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに道志村自主防災組織設立(変更)届出書に、同項各号に規定する書類で変更した後の書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(自主防災組織設立支援補助金額)

第4条 村長は、予算の範囲内において、前条第2項の規定による自主防災組織の登録を行ったときは、自主防災組織設立支援補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の交付額は、1組織につき5万円を補助限度額とし、1組織につき1回限りの交付とする。

(自主防災組織運営支援補助金額)

第5条 村長は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費に対して、自主防災組織運営支援補助金を交付するものとする。

- (1) 自主防災組織の運営に要する経費
- (2) 防災訓練の実施に要する経費
- (3) 防災資機材の整備に要する経費

- 2 補助金の交付額は、1組織につき5万円を補助限度額とし、1組織につき最大で5箇年交付するものとする。

(自主防災組織活動拠点整備補助金額)

第6条 村長は、予算の範囲内において、自主防災組織の活動拠点施設を整備したときは、自主防災組織活動拠点整備補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の交付額は、1組織につき250万円を補助限度額とし、1組織につき1回限りの交付とする。

(補助金の交付申請)

第7条 第4条に規定する補助金の交付を受けようとする組織の代表者は、第3条第2項に規定する道志村自主防災組織登録簿に登録された後、道志村自主防災組織設立支援補助金交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添付して、村長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの

- 2 第5条に規定する補助金の交付を受けようとする組織の代表者は、道志村自主防災組織運営支援補助金交付申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの
- 3 第6条に規定する補助金の交付を受けようとする組織の代表者は、道志村自主防災組織活動拠点整備補助金交付申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。
- (1) 工事計画書
  - (2) 工事図面
  - (3) 工事費の見積書
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定等）

- 第8条 村長は、前条の規定による申請書を受け取ったときは、これを審査し、補助金を交付する旨の決定をしたときは、道志村自主防災組織設立支援補助金等交付決定通知書（様式第6号）により、当該組織の代表者に通知するものとする。
- 2 村長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、理由を付して、道志村自主防災組織設立支援補助金等不交付決定通知書（様式第7号）により、当該組織の代表者に通知するものとする。
- 3 村長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付けることができる。

（申請の取下げ）

- 第9条 補助金の交付の申請を行った組織の代表者は、前条第1項の規定による交付決定通知書を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、道志村自主防災組織設立支援補助金等交付申請取下書（様式第8号）を村長に提出するものとする。

（事業計画の変更等）

- 第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた組織の代表者は、やむを得ない理由により事業計画の内容を変更（軽微なものを除く）し、又は中止しようとするときは、速やかに道志村自主防災組織設立支援補助金等変更承認申請書（様式第9号）を村長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告書）

- 第11条 第7条第1項に規定する補助金の交付を受けた組織の代表者は、当該年度の末日までに組織の活動状況を取りまとめた上、翌年度の4月末日までに道志村自主防

災組織設立支援補助金実績報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの
- 2 第7条第2項に規定する補助金の交付を受けた組織の代表者は、当該年度の末日までに組織の活動状況を取りまとめた上、翌年度の4月末日までに道志村自主防災組織運営支援補助金実績報告書（様式第11号）に、次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。
- (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの
- 3 第7条第3項に規定する補助金の交付を受けた組織の代表者は、自主防災組織の活動拠点整備について取りまとめた上、翌年度の4月末日もしくは、当該工事が完了した日から1ヵ月以内までの、いずれか早い日までに、道志村自主防災組織活動拠点整備補助金実績報告書（様式第12号）に、次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。
- (1) 工事完了届
  - (2) 完成図面
  - (3) 完成写真
  - (4) 領収書の写し

（補助金の確定等）

第12条 村長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その内容が適正と認めるときは、補助金の額を確定し、道志村自主防災組織設立支援補助金等交付額確定通知書（様式第13号）により、当該組織の代表者に通知するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により確定した補助金の額を超えて当該補助金が交付されているときは、当該組織の代表者に対して、その差額を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 補助金の交付を受けようとする組織の代表者は、道志村自主防災組織設立支援補助金等交付請求書（様式第14号）を村長に提出しなければならない。

（概算払等）

第14条 村長は、補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、

交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 概算払を受けようとする組織の代表者は、第8条第1項の規定による交付決定通知後、道志村自主防災組織設立支援補助金等概算払交付請求書（様式第15号）を村長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 村長は、補助金の交付の決定を受けた組織の代表者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付に係る決定の全部又は一部を取り消し、又は既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部につき返還を命じることができる。

- （1） 補助金の申請につき内容に偽り又は不正があったとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付の条件に違反したとき
- （4） 前3号に掲げるもののほか、不相当と認める事実があったとき。

（自主防災組織の解散届）

第16条 組織の代表者は、組織を継続し難い重大な事由が発生したことにより、組織を解散するときは、道志村自主防災組織解散届出書（様式第16号）を村長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第17条 組織の代表者は、補助金の交付を受けた補助事業の書類その他必要となる図書を整備し、補助事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



道志村自主防災組織設立（変更）届出書

平成29年4月1日

道志村長 様

組織の名称 道志自主防災会

代表者住所 道志村6181-1

代表者氏名 道志 太郎 印

下記により、自主防災組織を（設立・変更）しましたので、届出いたします。

1	自主防災組織名称	道志自主防災会
---	----------	---------

2	設立年月日	平成29年4月1日
---	-------	-----------

3	構成する自治会等		名称	世帯数	人口
		①	道志	20世帯	35人
		②		世帯	人
		③		世帯	人

4	備考	
---	----	--

※添付書類

- 1 定款（規約）
- 2 組織図・役員名簿
- 3 組織区域図
- 4 その他村長が必要と認める書類

## 〇〇自主防災会 規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

(1) 活動拠点は〇〇とする。

(目的)

第3条 本会は、住民の自助・共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及。啓発に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、〇〇地内に居住する世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査役 若干名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・消防団退職者等をもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

- 3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 4 班長は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。
- 5 監査役は会の会計を監査する。

(総会)

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関する事。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
  - (3) 事業計画に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) その他、総会が特に必要と認める事。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集し、次の事項を審議する。
  - (1) 総会に提出すべき事。
  - (2) その他役員会が特に必要と認める事。

(防災計画)

第10条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
  - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
  - (2) 防災知識の普及に関する事。
  - (3) 災害危険の把握に関する事。
  - (4) 防災訓練の実施に関する事。
  - (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理運営及び他組織との連携に関する事。
  - (6) その他必要な事項

(会費)

第11条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日終わる。

(会計検査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

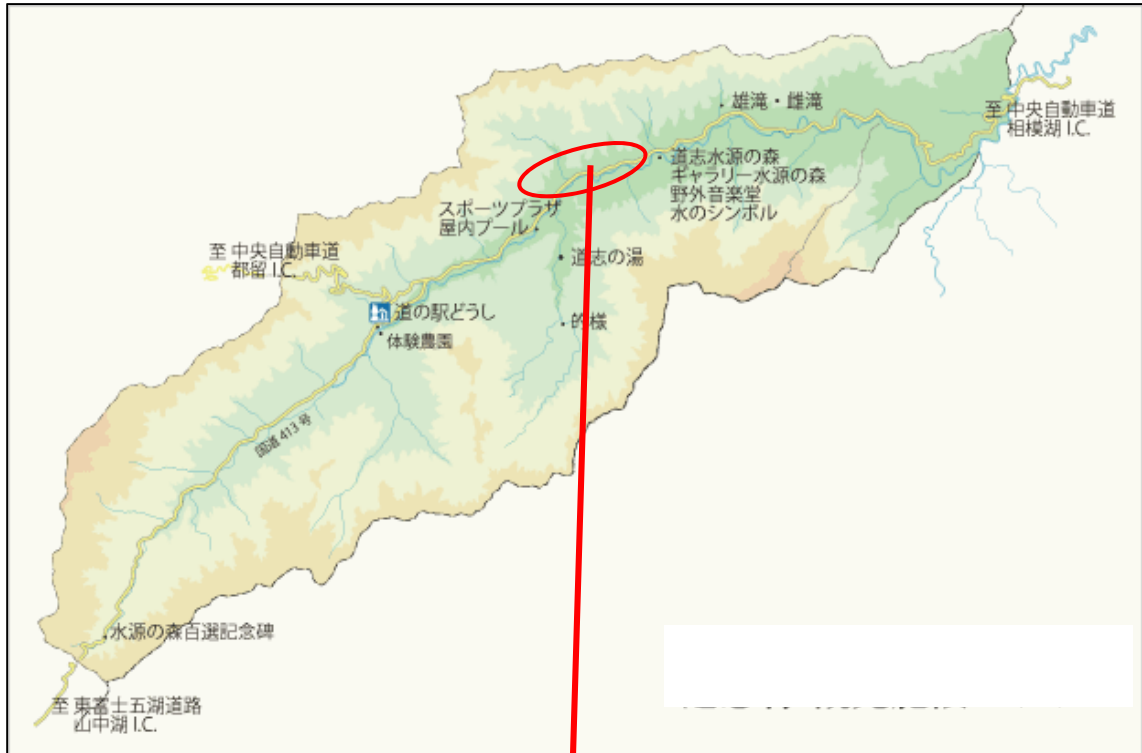
作成例

〇〇自主防災会 役員名簿

役職	氏名	住所	電話番号

〇〇自主防災会 区域図

作成例



道志村自主防災組織設立支援補助金交付申請書

平成29年4月1日

道志村長 様

組織の名称 道志自主防災会

代表者住所 道志村6181-1

代表者氏名 道志 太郎 印

道志村自主防災組織設立支援補助金等交付要綱第7条第1項の規定により、  
次のとおり申請します。

1. 自主防災組織設立支援補助金

補助金交付申請額 50,000 円

2. 設立年月日

平成29年4月1日

※ 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他村長が必要と認める書類

道志村自主防災組織運営支援補助金交付申請書

平成29年4月1日

道志村長 様

組織の名称 道志自主防災会

代表者住所 道志村6181-1

代表者氏名 道志 太郎 印

道志村自主防災組織設立支援補助金等交付要綱第7条第2項の規定により、  
次のとおり申請します。

1. 自主防災組織運営支援補助金

補助金交付申請額 50,000 円

※添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他村長が必要と認める書類



道志村自主防災組織活動拠点整備補助金交付申請書

平成29年4月1日

道志村長 様

組織の名称 道志自主防災会

代表者住所 道志村6181-1

代表者氏名 道志 太郎 印

道志村自主防災組織設立支援補助金等交付要綱第7条第3項の規定により、次のとおり申請します。

1. 自主防災組織活動拠点整備補助金

補助金交付申請額 2,500,000 円

※添付書類

- (1) 工事計画書
- (2) 工事図面
- (3) 工事費の見積書
- (4) その他村長が必要と認める書類

## 平成〇〇年度 〇〇自主防災会 事業計画書

事業名	説明		
	実施時期	会場	内容
総会	4月	会長宅	事業計画、決算報告
防災訓練	9月	〇〇小学校	災害時要援護者支援訓練、初期消火訓練、避難訓練
防災士資格研修	7月	甲府	防災士資格研修の受講（2名）
防災資機材整備	10月	全世帯	家具転倒防止器具の整備
防災啓発活動	3月		防災パンフレット配布

## 平成〇〇年度 〇〇自主防災会 収支予算書

## 1. 歳入

単位：円

科目	予算額	説明
自治会費	50,000	・自治会費：50,000
補助金	100,000	・道志村自主防災組織設立支援補助金：50,000 ・道志村自主防災組織運営支援補助金：50,000
合計	150,000	

## 2. 歳出

単位：円

科目	予算額	説明
防災訓練費	20,000	防災訓練消耗品（消火器詰め替え代）
防災資機材整備	70,000	家具転倒防止器具購入費
防災啓発費	20,000	防災パンフレット作成経費
会議費	10,000	お茶代
防災士資格取得費	30,000	研修費
合計	150,000	

※予算書の歳入・歳出額は同額にして下さい。

※自主防災組織運営支援補助金の食糧費（お茶代）は補助金額の2分の1以内にして下さい。

## 道志村自主防災組織設立支援補助金等変更承認申請書

平成29年9月1日

道志村長 様

組織の名称 道志自主防災会代表者住所 道志村6181-1代表者氏名 道志 太郎 印

平成29年4月16日付け、道総発第1号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり（**変更**・中止）したいので、道志村自主防災組織設立支援補助金等交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

1	補助金名	道志村自主防災組織運営支援補助金
---	------	------------------

2	補助金交付申請額	変更前	変更後
		50,000円	30,000円

## 変更・中止理由

防災資機材の整備を次年度以降に実施することになったため。

## ※添付書類

上記の補助金について、変更・中止後の事業計画等については分かる書類

道志村自主防災組織設立支援補助金実績報告書

平成30年3月31日

道志村長 様

組織の名称 道志自主防災会

代表者住所 道志村6181-1

代表者氏名 道志 太郎 印

平成29年4月16日付け、道総発第1号で交付決定通知のありました、補助事業が完了したので、道志村自主防災組織設立支援補助金等交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

※ 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他村長が必要と認める書類

道志村自主防災組織運営支援補助金実績報告書

平成 3 0 年 3 月 3 1 日

道志村長 様

組織の名称 道志自主防災会

代表者住所 道志村 6 1 8 1 - 1

代表者氏名 道志 太郎 印

平成 2 9 年 4 月 1 6 日付け、道総発第 1 号で交付決定通知のありました、補助事業が完了したので、道志村自主防災組織設立支援補助金等交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり報告します。

※ 添付書類

- ( 1 ) 事業報告書
- ( 2 ) 収支決算書
- ( 3 ) その他村長が必要と認める書類

道志村自主防災組織活動拠点整備補助金実績報告書

平成30年3月31日

道志村長 様

組織の名称 道志自主防災会

代表者住所 道志村6181-1

代表者氏名 道志 太郎 印

平成29年4月16日付け、道総発第1号で交付決定通知のありました、補助事業が完了したので、道志村自主防災組織設立支援補助金等交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

※添付書類

- (1) 工事完了届
- (2) 完成図面
- (3) 完成写真
- (4) 領収書の写し

作成例

平成〇〇年度 〇〇自主防災会 事業報告書

事業名	説明		
	実施時期	会場	内容
総会	4月	会長宅	事業計画、決算報告
防災訓練	9月	〇〇小学校	災害時要援護者支援訓練、初期消火訓練、避難訓練
防災士資格研修	7月	甲府	防災士資格研修の受講（2名）
防災資機材整備	10月	全世帯	家具転倒防止器具の整備
防災啓発活動	3月		防災パンフレット配布



## 作成例

## 平成〇〇年度 〇〇自主防災会 収支決算書

## 1. 歳入

単位：円

科目	予算額	決算額	差引額	説明
自治会費	50,000	50,000	0	自治会費：50,000
補助金	100,000	100,000	0	・道志村自主防災組織運営支援補助金：50,000 ・道志村自主防災組織設立支援補助金：50,000
合計	150,000	150,000	0	

## 2. 歳出

単位：円

科目	予算額	決算額	差引額	説明
防災訓練費	20,000	15,000	▲5,000	防災訓練消耗品（消火器詰め替え代）
防災資機材整備	70,000	86,000	16,000	家具転倒防止器具購入費
防災啓発費	20,000	15,000	▲5,000	防災パンフレット作成経費
会議費	10,000	6,500	▲3,500	お茶代
防災士資格取得費	30,000	24,000	▲6,000	研修費
繰越金	0	3500	3,500	
合計	150,000	150,000	0	

※予算書の歳入・歳出額は同額にして下さい。

※自主防災組織運営支援補助金の食糧費（お茶代）は補助金額の2分の1以内にして下さい。

## 道志村自主防災組織設立支援補助金等交付請求書

平成30年4月20日

道志村長 様

組織の名称 道志自主防災会代表者住所 道志村6181-1代表者氏名 道志 太郎 印

平成30年4月10日付け、道総発第2号で確定通知のありました補助事業について、道志村自主防災組織設立支援補助金等交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

## 1. 自主防災組織設立支援補助金

補助金請求額 50,000 円

## 2. 自主防災組織運営支援補助金

補助金請求額 50,000 円

## 3. 自主防災組織活動拠点整備補助金

補助金請求額 2,500,000 円

なお、上記の補助金は、次の口座に振り込むようお願いします。

金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1111111
フリガナ	ドウシジシユボウサイカイ ダイヒョウ ドウシ タロウ		
口座名義	道志自主防災会 代表 道志 太郎		

## 道志村自主防災組織設立支援補助金等概算払交付請求書

平成29年4月30日

道志村長 様

組織の名称 道志自主防災会代表者住所 道志村6181-1代表者氏名 道志 太郎 印

平成29年4月16日付け、道総発第1号で交付決定通知のありました補助事業について、道志村自主防災組織設立支援補助金等交付要綱第14条の規定により、次のとおり概算払金を請求します。

## 1. 自主防災組織設立支援補助金

補助金概算払請求額 50,000 円

## 2. 自主防災組織運営支援補助金

補助金概算払請求額 50,000 円

## 3. 自主防災組織活動拠点整備補助金

補助金概算払請求額 2,500,000 円

なお、上記の補助金は、次の口座に振り込むようお願いいたします。

金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1111111
フリガナ	ドウシジシユボウサイカイ ダイヒョウ ドウシ タロウ		
口座名義	道志自主防災会 代表 道志 太郎		



写真：熊本地震による家屋の倒壊

## 道志村自主防災組織のしおり

～運営マニュアル～

発 行 道志村  
編集・企画 道志村役場 総務課 総務・行政係  
〒402-0209 山梨県南都留郡道志村 6181 番地 1  
TEL 0554-52-2111(代表)  
FAX 0554-52-2572  
発行日 平成 29 年 4 月